

令和4年宇治田原町総務建設常任委員会

令和4年1月24日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 第4四半期の事業執行状況について
- 総務課所管
 - 企画財政課所管
- 日程第2 各課所管事項報告について
- 総務課所管
 - ・宇治田原町消防団条例の一部改正の概要について
 - ・令和4年度町の組織体制について
 - 税住民課所管
 - ・令和3年度町税徴収実績（第3四半期）について
 - ・令和3年度人口動態集計（第3四半期）について
- 日程第3 第4四半期の事業執行状況について
- 建設環境課所管
 - まちづくり推進課所管
 - 産業観光課所管
 - 上下水道課所管
- 日程第4 各課所管事項報告について
- まちづくり推進課
 - ・新名神高速道路（大津～城陽間）の開通目標年度の見通しについて
 - 産業観光課
 - ・末山及びくつわ池自然公園における指定管理者選定について
- 日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	7番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	山本精	委員
	2番	原田周一	委員
	6番	上野雅央	委員

10番 榎木憲法 委員

12番 谷口 整 委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長	山 下 康 之 君
都 市 整 備 政 策 監	星 野 欽 也 君
総 務 担 当 理 事	奥 谷 明 君
建 設 事 業 担 当 理 事	垣 内 清 文 君
総 務 課 長	青 山 公 紀 君
総 務 課 課 長 補 佐	田 村 徹 君
総 務 課 課 長 補 佐	西 尾 岳 士 君
企 画 財 政 課 長	村 山 和 弘 君
税 住 民 課 長	廣 島 照 美 君
建 設 環 境 課 長	谷 出 智 君
ま ち づ く り 推 進 課 課 長 補 佐	下 岡 浩 喜 君
ま ち づ く り 推 進 課 課 長 補 佐	岡 崎 一 男 君
産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
産 業 観 光 課 課 長 補 佐	廣 島 尚 夫 君
産 業 観 光 課 課 長 補 佐	植 村 和 仁 君
上 下 水 道 課 長	清 水 清 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 谷 川 み どり 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、閉会中における総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、各課の令和3年度第4四半期の事業執行状況報告並びに所管事項の報告をお願いしたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、閉会中におけます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。藤本委員長、また山本副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

また、令和4年になりまして初めての委員会でございます。今年もいろんなことで皆さん方には大変お世話になりますけれども、引き続き今年もどうぞよろしく願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染問題についてでございますけれども、非常に本町におきましても感染者が増加しているという状況でございます。昨年の9月で65人目の感染者が出たということで、常任委員会でも報告いたしましたけれども、その上において、令和3年12月まではどなたも感染がなかったところでございますけれども、今年になりまして1月2日から感染者が出てまいり、今日現在で今年だけではもう25名の方が感染されているということで、合わせて90名の方が感染されたと、このように聞いているところでございまして、いち早く住民の皆さんに感染のそういった対策予防、これについては対策本部を通じ、新聞の折り込み、またホームページ等々で住民の皆さんに感染対策についてしっかりとお伝えしてきたつもりでございますけれども、非常に日本だけやなしに世界でも猛威を奮っていると、こんな状況でございまして、明日にでもまん延防止等の重点措置の適用が京都府にも出るだろうというふうに思っております。

京都府に出ますと、当然、京都府から各それぞれ市町村のほうへそういった指示があるわけでございますけれども、おそらく本町においてもそういった地域になるという可

能性があります。当然それを受けましたら、本町の対策本部を設置しておりますので、その中で今後の対策について、また住民の皆さんやいろんな方々に、いろんな施設問題等々につきましてお願いをしていくということになりますけども、早いめ早いめの対応が非常に大事でございます。そういう対応を日頃から心がけておりますけれども、そういったような状況であるわけでございます。

今年も早々に消防団の出初式、あるいはまた成人式という大きな事業もあったわけでございますけれども、特に消防団の出初式につきましても、ご来賓の方々をお願いをいたしましてお招きをする中で、出初式の挙行というようにしておりましたけれども、こういった事情の中、消防団の皆さんのみで出初式を挙行したところでございます。成人式あるいは消防団の出初式、こういったところでは何とか予定どおりの式典ができたかなというふうに思っております。

そういうような状況の中で取り組んでいるところございまして、今現在、宇治田原町の職員にも1名感染者が出まして、今ホームページ等々で発生状況についてのご報告をさせていただいているところでございますけれども、この職員は建設環境課の土木担当をしておりますけれども、住民の皆さんとの接触はないということと、20日に発熱をいたしまして、PCR検査の結果、陽性ということでございましたけれども、17日からもう役場のほうに来ておりませんので、そういう中では職員との濃厚接触者もないということで、今現在において、日常業務につきましては支障はないという状況でございます。

各学校においても、子どもたちにも感染者が出ているというような状況で、特に濃厚接触者はないということで、今現在、今日は土曜授業の振替で小学校等々はお休みになっておりますけれども、学校の中でも学級閉鎖とか学校閉鎖とか、そういうようなのが現在のところはないわけでございますけれども、いつ何どきこういったことが起こるか分からないので、しっかりと対策を講じる中で、周知に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

そういうような状況でございますので、本当に何どきこういうのは心配されるわけでございますけれども、住民の皆さんにもしっかりとまた引き続き感染予防について周知する中で、予防対策に努めていただきたいというふうに思っております。

これからまだまだ雪の日、あるいは雨の日、今日はちょっと雨降っておりますけれども、寒い日が非常に続くわけでございますけれども、委員の皆さんには引き続きご健勝にてご活躍いただきますようお願いするところでございます。

本日の閉会中の総務建設常任委員会の中では、第4四半期の事業執行状況について、また各課のほうからは所管事項の報告等をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております議会日程により進めさせていただきます。また、関係資料を配付しておりますので、併せてご参照願います。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、各課所管に係ります令和3年度第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、総務課所管について説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、皆様方、改めましておはようございます。

総務課所管の四半期の執行状況ということで、ご説明させていただきたいと思います。

まず1番目、重大事件等調査委員会費ということで、これにつきましては7月29日に報告書を提出され、特段変更ございません。

続きまして、2番目の町制施行65周年記念式典開催事業費でございます。

これにつきましては、昨年の10月末から11月にかけて維孝館中学校の2年生なんですけれども、商品開発ということでいろいろ案を出していただきました。その案に基づきまして、現在、業者さんのほうで商品を開発中というところでございます。今度末を目処に、開発していただいたものを次年度以降ふるさと納税の返礼品としてサイトにアップして、町のPR等につなげていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、3番目のデジタル防災行政無線整備事業費でございます。

これにつきましても、今のところ事業の整備を進めていただいておりますけれども、現在、機器の製作中ということですが、今般のコロナ禍ということで、一部基地局の無線装置と統制台の製作に当たり、皆さんご承知のように世界的にも半導体が不足しているというようなところで、入手がなかなか困難やというところで業者のほうから申出がございまして、一応3月31日までの納期には間に合わない、工期には間に合わないということなので、そのため6月末まで延ばしていただきたいということで申出がありました。それをやむを得ないということでここに書かせていただいておりますけれども、

次年度に6月末までということで繰越しをさせていただきたいと。また、3月補正で繰越明許として上程させていただきたいと思っておるところでございます。

続きまして、4番目の町ホームページ整備事業費でございます。

これにつきましても、現在、更新事業実施中でございます。今、形式とかデザインとか情報の整理など事業者と協議し、更新を進めていますけれども、現在は画面のトップの形式とかデザインを決めて、あとその後、各課が現在掲載している情報等につきまして、移行するものしないものということで、その辺りの整理を各課にお願いしておるところでございます。

状況としては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） おはようございます。

先ほど副町長の挨拶の中に、町の職員さんにも新型コロナが感染したということで、以前に会計年度任用職員さんの保育士さん、それと正職員の方ということで、2人が感染されているということなんですけれども、デルタ株じゃなくオミクロン株ですか、非常に感染力がきついということも言われて……

○委員長（藤本英樹） 谷口委員、それは何か今の事業執行に関係するものですか。

○委員（谷口 整） ちょっとお願い。

ちょっと前置きが長なっただけなんですけれども、要はBCP計画、業務継続計画、これ町のほうは策定、たしかされていると思うんですけれども、BCP計画の中でその辺りについてはどういう触れ方をされているか。この主要事項には上がっておりませんが、総務課の事業としてお聞きをしたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時13分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ただいまお尋ねのBCP計画等につきまして、ご報告、ご説明申し上げたいと思います。

ただいまお尋ねの宇治田原町業務継続計画、いわゆるBCPと言われるものでございますけれども、これにつきましては、私ども平成30年3月に策定いたしておりまして、これ基本的に申し上げますと、地震等の災害発生時、そういう資源制約下において、い

かに応急対応なり優先度の高い業務を、何を選択して何を後回しにするかとかいうようなことを策定いたしておりますが、これももちろん関係するんですけども、今回のコロナに関するようなものにつきましては、これとは別に、以前新型インフルエンザが流行いたしました折に策定いたしております宇治田原町新型インフルエンザ等対策業務継続計画、こういうものを別途設けておりまして、これを現在のコロナウイルス対策に関しても生かしておるものでございまして、このインフルエンザ等対策業務継続計画、どういふものかと申し上げますと、感染拡大を可能な限り抑制して、住民の生命及び健康を保護すると。それと、住民生活及び住民経済に及ぼす影響を最小限に抑えるということで、各種対策を講じていく。

ただし、その際には町役場が行政機能を維持するとともに、円滑に対応していけるように基本的な考え方を述べたものでございまして、特にこの中で重要となってまいりますのが、例えば職員に感染者等が出まして、業務遂行にかなり制約をうける。そういう事態が発生した場合には、私どもが常日頃させていただいております各種業務をS、A、B、C、Dというように分類をいたしまして、こういう職員が限られている、また蔓延しているというような状況の中で、何を優先してどういふものを後回しにするかというのを各課ごとに基本的には策定しておるものでございます。

例えばS、どうしても優先が高いものは、こういうコロナ等の発生により新たに生じた業務ということで、例えば今回でいいますとワクチン接種業務ですとか、そういう周知業務、そういうのが優先されると。引き続き業務継続しなければならない業務、例えばライフラインの維持、上下水道とかそういうものの維持、逆に延期とか中止してもいふような業務、例えば各種イベントとか、そういうものにつきましてはCとかDという優先順位をつけて、それを各課ごとにどういふものを優先して、どういふものをあと中断、中止、例えば縮小していくかというようなものをまとめたものが、この宇治田原町新型インフルエンザ等対策業務継続計画として、私ども所有しておるところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） かなり詳しく説明をしていただきました。町のほうでは新型インフルエンザ等対策業務継続計画という表現ですけども、BCP計画がつくってあるということには理解をいたしました。中身については、またあした福祉課のほうでもうちょっと触れさせてもらいたいと思います。今日は結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管について説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長(村山和弘) それでは、企画財政課所管の事業執行状況、令和3年度第4四半期につきましてご説明を申し上げます。

まず1件目、役場庁舎跡地整備事業費でございます。

こちら12月定例会におきまして、契約案件についてのご可決を賜り、12月20日に本契約に移行したところでございます。年を明けまして、1月10日に地元荒木区の説明会を実施いたしました。1月21日より現場事務所を設置し、解体工事に入っております。工期につきましては、6月30日までとしているところでございます。測量業務につきましては、解体工事がおおむね進捗した段階におきまして、3月下旬よりの着手を予定しているところでございます。この測量業務につきましても、工期につきましては6月30日までとしているところでございます。

次に2件目、ふるさと納税推進事業費でございます。

ふるさとチョイス、さとふる、楽天、ANAほか全部で12のポータルサイトにおきまして、特産品の周知、寄附金の受付を行っているところでございます。

なお、12月末現在のふるさと納税寄附額は、1億595万9,000円となっております。

次に、最後3件目、電子入札導入支援事業費でございます。

建設コンサル業務につきましては8月から、建設工事につきましては10月から、電子入札の試行的な導入を図っているところでございます。今年度につきましては、引き続き電子入札の推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、企画財政課所管の事業執行状況の説明とさせていただきます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員(原田周一) ちょっと今の1番の役場庁舎跡地整備事業のことでお聞きします。

1月10日に荒木区のほうで地元の説明会されたということなんですけれども、地元のほうからの質疑というのは私、分からないんですけれども、恐らく環境問題が中心の質疑があったと思うんですけれども、特に解体した後のトラックの出入りであるとか、これは想像なんですけれども中心じゃないかと思うんですけれども、具体的にはどういうような話があったか、もしよければお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 環境問題につきましても若干アスベストの問題もございましたが、今おっしゃっていただきましたように、どちらかというと交通安全対策です。子どもの通学路となっておりますので、そちらの安全対策というところの質問が多かったかというように感じております。

若干、触れさせていただきますと、例えばガラの搬出については、ダンプ1日30台というふうな説明がございましたが、その内容につきまして質疑がございまして、1日5台が6往復をして延べ30台というところで、搬出先については京奈リサイクル、禅定寺を予定しているというふうな説明であったりとか、やはり登校時につきましては工事がまだ始まっておりませんので、見守りの方々に十分というふうには考えられますが、下校時、子どもがばらばらに帰ってきますので、そのときの対応の説明、質問等がございまして、常には2名のガードマン、そしてダンプ等の運搬等がある日につきましては、ガードマンを4人配置して、子どもの下校時と重なるときは見守っていくというふうな答弁があったというふうな状況でございます。

あと、環境問題でいいますと、やはり粉塵の関係もございまして、解体建物をしっかり囲った上で、その外側には鋼板、それは高さ2メートルほどですが、囲っての工事を実施するというふうな形での回答というふうに考えているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 説明ありがとうございます。

今、主に通学路が中心でということで、特にここは道が狭いので、国道に出るまでどういうルートを走られるのか分からないですけれども、多分サンフレッシュの前のあの辺のところやと思うんですけれども、大変道が狭いので、その辺おそらく住民さんも懸念されていたと思います。

それともう一つは、今、粉塵のことを言われたと思うんですけれども、この辺は特に万が一何かあれば、一番、後で問題になることなんで、その辺は住民さんに説明されたときに、囲いをして工事を進めるということなんですけれども、その辺十二分に理解得られたんかどうか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 実はその辺の質疑というのは1件だけで、ちゃんと囲うのかということに対しては、高さ一番上まで、それ以上に囲って粉塵対策をしていくよというふうな回答がございました。というぐらいでしたので、その辺を強く気にされてい

るというふうな印象は受けたということはございませんでした。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 私がちょっと気にしていたのは、特に粉塵の中のアスベストの問題があつて、その辺が住民さんがどれだけ理解されて、その質問、あるいは受け答えを聞かれたかということの認識の度合いの問題やと思うんですけども。その辺りが住民さんが理解されていたら、それにこしたことはないんでいいとは思うんですけども、ほかにあまりくどい質問もなかったというような今回答でしたんで、それはそれでいいとは思うんですけども、何かほかに言うことがあればどうぞ。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） ちょっと申し上げられなかったんですが、アスベスト除去については、別途アスベスト除去についてということで、説明資料を配付されまして説明されましたので、そういったところで一定のご理解をいただけたのかなというふうに感じております。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第4四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の宇治田原町消防団条例の一部改正の概要について説明を求めます。
青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、1枚物、縦A4版で、宇治田原町消防団条例の一部改正の概要ということでご説明をさせていただきたいと思えます。

この件につきましては、国における消防団員の処遇等に関する検討会というのがございまして、その中でいろいろ協議検討が行われて、各都道府県、市町村に下りてきたものでございます。消防団員の処遇改善を目的として引き上げを行うということで、これまでの出動手当を見直し、出動に応じた報酬制度を創設していくというところでございます。

見直しを具体的に言いますと、背景としましては、やはり全国的に消防団員数の減少が危機的な状況となってきていると。また、他方では近年災害が多く発生したり、激甚化しているというような状況から、それぞれやはり消防団員さんの一人一人の役割がか

なり大きくなってきているというような状況でございますので、そういった団員のご労苦に報いるというようなところで、処遇の改善の在り方やより幅広い今の時代に応じた団員を確保するというようなところで、改正されるものとなったところでございます。

具体的に団員報酬と申しますと、続きまして、団員報酬の年額につきましては、これまでから一応綴喜2市2町のほうで協議し、統一する中で、設定をさせていただいた経過がありまして、今回につきましても関係市町で協議を重ねて、改正案について国が示す標準額よりも現行の報酬額が低い団員階級の報酬年額につきまして、現行よりも8,000円引き上げて、ここに書いております国が示す3万6,500円に引き上げようと考えておるところでございます。

参考に囲い枠内に、現行報酬年額を書かせていただいております。

また、出勤報酬につきましても、国の検討結果を基に2市2町で同様に協議をした中で、これまでの出勤手当を出勤報酬に見直しするという事で、訓練や平時の活動などに対して火災とか風水害とか地震などの災害活動に当たる時間が長くなるというようなところもありますので、現行は4,000円の上限ではございますけれども、出勤手当を出勤報酬に見直して、上限額も8,000円にしようというところでございます。

この施行日につきましては、一応、令和4年度4月1日からというところでございます。今回その概要を本委員会に提出させていただいたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。青山課長。

○総務課長（青山公紀） 1つ訂正がございます。すみません。

今、現行の団員報酬、年額2万8,000円、それを3万6,500円に改定ということで、先ほど私、8,000円引き上げと申し上げましたけれども、8,500円の引き上げの間違いでございます。失礼しました。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） この4月1日から上げられるということなんですけれども、現行に比べて一般の団員さん、2万8,000円から3万6,500円に上げるということなんですけれども、大体、今の現状の消防団員数からいってどれぐらいの金額になるんでしょうか、アップ額というのが。

○委員長（藤本英樹） 全体のですか。

○委員（原田周一） そうそう。

○委員長（藤本英樹） 田村補佐。

○総務課課長補佐（田村 徹） おはようございます。

そしたら、ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

現在、団員につきましては、団長以下、計285名となっておりますけれども、今回説明させていただきました団員の年額報酬につきましては、団員階級の分が上がるということで、団員さんにつきましては180名となっておりますので、そこに増額分8,500円を掛けますと、153万円、その分年額報酬が増額する見込みとなっております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ありがとうございます。結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方はございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 団員さんの報酬が国の基準を下回っていたということで、今回、改定をされるということなんですけれども、ほかの班長以上のランクの方々の国の基準と現行の報酬の関係はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 田村補佐。

○総務課課長補佐（田村 徹） 国のほうでお示しされておられますのが団員さんの報酬だけでございまして、今、谷口委員ご質問いただきましたほかの階級の団員さんの年額報酬についても、いかにすべきかということも2市2町で協議はしたんですけれども、今回につきましては、国が示している額より低い団員についてのみ上げさせていただく形で、議会のほうに相談させていただこうかということで、今回2市2町でまとめることができましたので、それで今回につきましては、団員のみ引き上げという形で考えているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） では国のほうで基準を示されているというのは、団員のみやと。ほかのランクの方については、基準はないということなんです。

その辺りについては、2市2町で一定統一をしながら、この間決めてきたということだと理解をさせていただきますけれども、住民の生命と財産を守るために日々奮闘していただいております消防団の方々の処遇については、冒頭の説明でもありましたように、報酬を上げることによって団員が確保できるかというのは、ちょっと別の次元の話とし

て、やはり少しでも処遇を改善していただくということは、日々その方向で、引き続き検討いただきたいということだけはお願いを申し上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和4年度町の組織体制について説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） 続きまして、A4版縦の表でございます。

令和4年度町の組織体制（案）というところでございます。

まず、令和2年7月に新庁舎に移るとともに、組織改革を行いまして、約1年半が過ぎたというところでございます。この間に、入札不正事件やふるさと納税の取組の強化等のご意見も議会のほう等々からいただいております、そういったことも踏まえまして、あと昨年秋頃から冬にかけて、いろいろ各課にヒアリングを行ったりというようなところで検討してきたところでございます。これらの取組強化について組織、係を新設して体制を強化したいというところでございます。

具体的には、その表の半分、真ん中に矢印がありますけれども、左側が現行でございます。右側が次、改正させていただきたいと思っている案でございます。

令和3年度14課31係というところで、ここの中で企画財政課、こちらのほうの係のほうの見直しをさせていただきたいと思っております。こちらのほうを次、令和4年度の4月には14課32係ということで、入札不正事件等ありましたので、入札契約係というようなところが1つ、それと、ふるさと応援推進係というようなところで、新たに係を設けたいと思っております。あと、情報係とか企画係がございますけれども、その辺りを企画情報係というところで名前を変えて設置をしたいと考えておるところでございます。

今、言いましたように、入札防止の関係とかふるさと納税のさらなる充実といったところで、こういった係を設置したいと考えておるところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 令和4年度町の組織体制（案）ということで、今、今後の方向性について担当課長のほうから説明をしたところでございますけれども、先ほども申し上げましたように、これまで議会のほうからもいろんなご意見をいただく中で、そして住民の皆さんにしっかりと対応できるそういった組織の中で、いろいろと検討してきたと

ころでございます。

内容的には今申し上げたような状況でございますけれども、ここでちょっと私のほうから、理事という職がこの表に入っておりますけれども、基本的には今まででしたら部長というのがここにおりましたけれども、部制をもう既に廃止しておりますので、理事というところは、今現在、総務あるいはまた健康福祉、また建設事業、教育に理事を置いていますけれども、この理事というのは今後なくして行って、これが基本的にフラットの組織ということでございますので。ここに理事と書いておりますけれども、必ずしもこの中で誰か1人職員を配置するというようにはならないので、それだけはちょっとご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 今回、新たに今度の改正で、入札契約係というのが入札の専門職みたいな形で担当課をつくられるんですが、現行、企画政策係で従来入札されていたんですね。その辺がちょっと分からないんですが、入札窓口で従来何名の方が企画財政の中で担当されていて、今回新たな組織では何名の方が担当されるのか、その辺りはどうなんでしょう。

○委員長（藤本英樹） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ただいまのご質問ですが、従前、企画財政課で入札等に関する業務につきましては、この左側の企画財政課の中の財政管財係、こちらのほうで対応させていただいておりました。そういう中で、この係というのは私どもの予算決算、財産の管理等を業務させていただいておる部署でございます。正直申し上げまして、何人手間がかかっていたということではなく、それぞれ皆業務を持ちながら、課長も含めですけれども、予算決算等の業務をしつつ、こういう入札業務等も携わってきおったというのが現状でございます。

それを令和4年度以降、1つの係として独立をさせたいというふうに思っておりますが、ただ、現状まだ誰がどこ行くというのは関わっておりませんが、なかなか多くの人材をこの係に置くというのは難しいのかなという気はしておるんですけれども、それは今後の人事異動の中で対応してまいりたいと思いますが、基本的にはそういう専門的な業務を行う者を置きたいということを今時点で申し上げられるというようなレベルかなというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一）　まさしく私が聞きたかったのはそういうことで、従来、入札以外の業務も当然少ない人数で大変な業務をこなしていただいていたと思うんですが、今回、入札契約係ということで専門的な部分を設けると。様々な過去の問題を含めて、今回新たなこういう組織をつくっていこうということやと思うんですが、例えば専門ということになりますと、議会からも最低制限価格の公開であるとか、そういうような話が出ていたと思うんですね。

それで土木関係については公開するとか、あるいは公開せんでも、建築のほうは積算の能力の問題であるとか、いろんなことがこの間議論されてきましたよね。だからその辺りが積算能力というのが、例えば専門職を置いた場合に兼ね備えた方、そういう人なんかを置けるのかどうか、今の現状で。あるいはまた、これ4月以降、人事、新たな採用を含めて、そういう人を採用というのを考えておられるのかどうか、その辺りはどうなんでしょう。

○委員長（藤本英樹）　奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷　明）　まず、どのような人材を置くかということでございますけれども、この係と申しますのは、例えば原田委員おっしゃいましたように、入札制度の検討であったり、また先般設置いたしました外部委員会に私どもの入札案件を見ていただいて、いろいろご意見いただくとかいう業務であったり、日々私どもが入札発注いたします例えば業者選定のことであったり、入札関係に関する幅広い業務をここで集約させていただくことになろうかと思えます。

ただ、設計ができる人材かどうかとかいうようなことに関しましては、これまでも発注業務に関しましては、それぞれの担当課で技師がいたりとか、また外部発注をして設計をしたりとかいうことがございますので、もちろんそういうのに詳しい職員を置きたいというイメージは持っておりますけれども、そこで発注するわけではないと。発注の手続に関して、いろいろな制度等をそこで管理監督していくというようなイメージでいただけたらと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹）　原田委員。

○委員（原田周一）　私は、おそらく今理事が言われたようなことやと思うんです。当然、何でもかんでもオールマイティの専門というのは無理な話であれなんですけれども、だけれども少なくとも入札契約を専門とすべき人間は、やはりある程度のそういうような能力も兼ね備えた人が要るんじゃないかということで、お尋ねさせていただいている。だから当然、俗に言う言葉は悪いですけども、事務屋さんだけではあかんのじゃない

かという気はするんですけども、その辺り今後の人材育成含めて、人事の採用、その辺りをもう一度どのようにお考えか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 確かにただいまいただきましたご意見、ごもっともかと存じます。

今後の異動なりで配置を考える際には、できるだけそういう知識にも詳しいような者を充てていければと考えておりますが、今現在、まだそこにつきましては、誰をどうこうと言える段階ではございませんが、そういうご意見、しっかり受け止めさせていただきたいというように存じております。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管の令和3年度町税徴収実績（第3四半期）について説明を求めます。広島税住民課長。

○税住民課長（広島照美） それでは、令和3年度町税徴収実績（第3四半期）令和3年12月31日現在についてご説明をさせていただきます。

まず、一番上の町民税でございますが、現年分で前年同期比2.2%増の78.10%、滞納繰越分で前年同期比2.8%減の33.76%となっております。

次に、固定資産税でございますが、現年分で前年同期比0.6%増の77.86%、滞納繰越分で前年同期比8.2%増の57.09%となっております。

次に、軽自動車税でございますが、現年分で前年同期比0.5%減の97.72%、滞納繰越分で前年同期比2.9%増の25.91%となっております。

町たばこ税でございますが、現年分で前年同期比1.2%減の88.83%となっております。

一番下の段、町税全体では、現年分で前年同期比1.2%増の78.70%、滞納繰越分で前年同期比2.0%増の44.65%、現年分、滞納繰越分の計では前年同期比1.3%増の78.19%となっているところでございます。

引き続きまして、京都地方税機構と連携しまして、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある

方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和3年度人口動態集計(第3四半期)について説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長(廣島照美) それでは、令和3年度第3四半期人口動態についてご説明をさせていただきます。

横長の資料のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、1ページ目の人口動態でございます。

第3四半期10月から12月の人口につきましては、一番上の表の右端、計になりますが、72人の減少となっております。自然動態におきましては、出生が10人に対しまして死亡者数が28人となっております、18人の減となっております。また、社会動態におきましては、転入が54人、転出が108人となっております、54人の減となっております、死亡、転出と減少要因となる異動が多くなってございまして、自然動態、社会動態ともに減となっております。

次に、2ページ目をご覧ください。

転入者の世代別集計表でございます。

こちらを見ますと、20代、30代の割合が最も多く、合計で29人となっております、全体の54%をこの世代が占めている状況でございます。

次に、3ページをご覧ください。

3ページ、転出者の世代別集計表を見ますと、こちらも20代、30代の割合が多くて、合計70人で全体の65%を占めてございまして、若年層の転出が多い傾向が見られるところでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

1ページの下の左の表でございます。転出先住所のほうをご覧いただきたいと思いません。

こちら外国人の方で、在留期限等で国外へ転出された方が23人、また、国内転出の方が18人と、外国人の方の転出が多い状況にあります。この表のその他の18人とございますが、ここはその他都道府県に転出された方が18人ということでございます。外国人の転入は、今期は17人というふうな人数となっておりますので、今期につきまして特に外国人の方の転出が多く、人口減の大きな要因となっているところでござい

す。

次に、縦長の令和4年1月1日の基準日の行政区別人口資料のほうをご覧くださいと思います。

表の上段の総合計の欄をご覧ください。

全人口は前年同期の9,131人から184人減少しまして、8,947人となっております。0歳から14歳、年少人口につきましては、前年同期999人、10.94%から24人、0.04ポイント減少しまして、975人、10.90%となっております。15歳から64歳の生産年齢人口におきましては、前年同期5,341人、58.49%から180人、0.81ポイント減少しまして、5,161人、57.68%となっております。65歳以上、高齢化率の人口に当たる部分ですが、前年同期2,791人、30.57%から20人、0.85ポイント増加しまして、2,811人、31.42%となっている状況でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の令和3年度第4四半期の事業執行状況報告並びに所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「特にございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前10時54分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

日程第3、各課所管に係ります令和3年度第4四半期の事業執行状況について議題といたします。

まず、建設環境課所管について説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。

それでは、建設環境課分、令和3年度第4四半期事業執行状況についてご説明させていただきます。

まず1つ目、宇治田原山手線関連事業費（工業団地線）でございます。

こちら、この資料調製時には1月末完了ということで進めさせていただいておりましたが、すみませんが、道路勾配などなお検討を要する事項が生じておるため、工期延長を予定しておるところでございます。

2つ目、町道新設改良事業費でございます。

こちらの事業につきましては、各工事3月の完了予定で進めているところでございます。

最後、3つ目でございます。道路施設長寿命化修繕事業費でございます。

橋梁点検につきましては、2月完了予定で進めているところでございます。舗装工事及び橋梁工事につきましては、それぞれ3月完了予定で工事を進めているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、まちづくり推進課所管について説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） それでは、まちづくり推進課令和3年度第4四半期の事業執行状況についてご説明申し上げます。

1番目、「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費でございます。

ポータルサイト「うじたわらいく」のPRは、継続して進めております。それから、中ほどにあります沖縄県南城市との交流については、コロナ禍の中、来町を予定されておりましたが、これは次年度へ延期としております。それから、産業観光課と共同となっております「旅色FOCAL」、これについてのPRも随時実施しておるところでございます。

2番目、「ハートのまち」結婚新生活支援事業費補助金でございます。

4月1日から制度を拡充しまして、受付しております。現在も継続中でございます。

3番目、公共交通利用推進事業費でございます。

公共交通、特に町営バス、コミュニティバスの再編につきまして、事業の中身を変えていこうとするものでございまして、昨年には奥山田湯屋谷区での説明、それからこの2月には、町営バスの再編についても地域の方々への説明を開始しようとしております。それから、特に奥山田湯屋谷区につきましては、デマンドタクシーの利用体験、これも2月中には実施し、3月1日からのコミバス地域への乗り合いタクシーの実証運行を実施したいというふうに考えております。

なお、町営バスの再編につきましては、2月の町広報紙等で周知する予定でございます。

それから、利用促進対策につきましては、3月3日、小学生対象にモビリティマネジメントの教室を実施しようとしております。

次のページでございます。

4番目、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金でございます。

12月には皆様にもお世話になりました一斉啓発を実施させていただきまして、先週の1月20日に、京都府知事のほうへ住民会議様のほうからご要望に行っていただきました。この内容につきましては、3月頃に広報紙をつくりまして、皆さんへのまた周知をしていきたいというふうに考えておられるようでございます。

5番目、宇治田原山手線整備事業費でございます。

ネクスコ委託、それから京都府委託で山手北線分、それから新市街地分、この庁舎の前のほうの宇治田原山手線の工事を実施し、現在継続中でございます。

それから6番目、空家等総合対策事業費でございます。

お試し住宅につきましては、また1月から3月までの間に新たに入居をいただく予定でございます。それから空き家バンク等々につきましては、特に区長さんを通じた地域の方々にご協力いただきまして、今後も継続して掘り起こしを続けていきたいというふうに考えております。

7番目、新市街地都市公園整備事業費でございます。

昨年に建築工事のほうを発注し、この3月までに終わる予定をしております建築工事、そのほかに電気工事や水路等整備工事の実施完了を予定しております。あと舗装工事、それから植栽工事につきましては、年度末の発注で繰越を行い、9月頃の完成を予定しているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管について説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは、産業観光課の第4四半期の執行状況をご報告させていただきます。

まず1番目に、ハートのまちのブランド米調査研究事業費でございます。

これにつきましては、ふるさと納税のパンフレット、またホームページによりPRをしているところでございます。現在のところ、ヒノヒカリ14本の注文をいただいているところでございます。

2番目のため池管理事業費でございます。

ハザードマップの作成、劣化状況の評価ということで、3月完了予定でございます。

次に、3番目の林道整備等事業費でございます。

林道大峰線道路改良工事その2ということで、これは3月完了予定でございます。林道大峰線道路改良工事その1ということで、これは2月完了予定というところで進めさせていただいております。

次に、4番目の森林経営管理事業費でございますが、森林経営管理計画委託ということで、業務委託期間として令和4年3月25日まで委託をしております。

次に、5番目の有害鳥獣対策事業費でございます。

有害駆除（猟友会による）ということで、今日現在までの鹿とか有害の捕獲は、鹿が76頭、これにつきましては猟期の始まる11月14日まででございます。それとアライグマ17頭、ハクビシン6頭というところでございます。猿追いということで、追い払い隊、モンキードッグによる追い払いを実施させていただいております。

次に、6番目の宇治田原コロナ対策企業応援事業費でございます。

これは随時、申請相談を受け付けております。現在のところ、1件の申請がございません。

次に、7番目のまちを元気にするプレミアム商品券発行事業費補助金でございます。

これは商品券も完売いたしまして、商品券の換金、店舗への支払い作業を商工会のほうで進めさせていただいております。利用期限といたしましては、令和4年1月31日、今月末までということで、住民の方には「町民の窓」令和4年1月号に記事を掲載し、

周知しております。また、商工会においては、商品券の利用期限の周知を、1月16日に新聞折り込みチラシを入れていただいております。

次に、8番目のお茶の京都観光まちづくり推進事業費でございます。

おもてなし推進事業補助金は随時受付をしております。

次に、観光情報発信、これも通年事業として発信を続けております。

次に、9番目の末山・くつわ池自然公園事業費でございます。

これは池の工事をしないということで、今のところ何もございません。

10番目のオンライン観光プロモーション事業でございます。

これは「旅色FOCAL」等によるPR、ウェブ発信等で支援をしているところでございます。

次に、11番目のがんばるまちの事業者支援事業費でございます。

これは、令和3年10月11日から11月30日までの受付を終了しております。右横に①で月次支援金受給者ということで、給付額20万円の分が申請数35件あり、20万円で700万円、②の売上げ25%減の事業者ということで、給付額5万円の申請数が11件あり55万円、合計755万円ということでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管について説明を求めます。清水上下水道課長。

○上下水道課長（清水 清） それでは、上下水道課所管の第4四半期の事業執行状況につきましてご説明申し上げます。

まず1番、湯屋谷配水管更新事業費でございます。

湯屋谷中谷地内で配水管の更新工事につきまして、3月の完了を予定しております。

続きまして、2番、公共下水道（管渠）整備事業費でございます。

禪定寺と工業団地の舗装復旧工事につきまして、3月の完了を予定しております。また、繰越分といたしまして、立川と工業団地の面整備工事につきまして、3月の完了を予定しております。

3番の急速ろ過機改良事業費は、昨年8月に完了済みでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第4四半期の事業執行状況について終了いたします。

次に、日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、まちづくり推進課所管の新名神高速道路（大津～城陽間）の開通目標年度の見直しについて説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） お手元の資料に基づきまして、ご説明のほうを申し上げますたいと思います。

新名神高速道路、大津から城陽間の開通の目標の年度の見直しが昨年12月27日にネクスコ西日本のほうから発表がありました。開通目標を1年間延期するというものでございます。要は令和5年度から令和6年度、いわゆる暫定4車線供用での実施を目指すということでございます。皆様のほうにはペーパーのほうでご通知は申し上げますけれども、本日、この機会にご説明をしたいと思っております。

まず、工事工程の課題として、延期の理由がありました。滋賀県域と本町から城陽市域での2つにちょっと分けさせていただいております。

まず滋賀県のほうでは、河川のいわゆる橋脚の基礎工事、ここで大変想定していないような湧水が発生したということで、工事の工法を検討され、工程のほうが遅延しているということでございます。

それから本町域から城陽市域につきましては、いわゆる用地のほうの移転先の造成工事のほうが遅れている関係で、本体工事のほうの着工、令和5年4月以降となる。それから城陽市域のほうでも、用地取得に非常に時間がかかって工程が遅延していたということで、1年間の延期が発表されたところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 大津～城陽間、今、説明いただきました。この資料で神戸ジャンクションから甲賀土山までずっと明示されているんですけども、大津～城陽間については令和6年度開通見通しということなんですね。我々一般人から言うと、当然、全線つながっての道路ということからいきますと、高槻～八幡がいつできるのかというのが書

いていないんで、この場で聞いていいのかどうかちょっと分からないんですけども、分かる範囲で、明示できるものであればお答え願いたいと思うんですが。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 確かに発表された我々のほうにも、まだこの開通予定時期というのは発表されておられませんので、おっしゃられますように、この場で我々が申し上げることはございません。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 結構です。分かりました。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 新名神高速道路の開通時期が1年間先送りになったということで、このことに伴いまして、宇治田原町としていろんな影響が出ると思うんです。この辺について、そこらのことについてお聞きをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 考えられます影響といたしますのが、いわゆる新名神高速道路、本町でいいますとインターチェンジの周辺で、京都府のほうで今実施をさせていただいておりますいわゆるアクセス道路で、国道307号であるとか、宇治田原山手線であるとかいうところへの影響のほうの懸念だというふうに思いますけれども、京都府のほうにも我々のほうが懸念していることをお伺いしますと、今現状で施工しているところ、それから今後進めていかなければならないところについては、粛々とそのまま継続していくので、この遅延が影響することで大きく遅れることがないように進めていくというふうには聞いております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） インターチェンジの関係の遅延が心配だということだと思うんですが、それ以外にいろんな1年遅れることによって、町が考えておられたまちづくりの関係とか、そういう辺りに関する影響もいろいろ出てくると思うんです。その辺については、おそらく3月議会で一般質問等が出てくると思いますんで、ちょっとそこは私も触れずに置いておきますけれども、1年間工事が延びたということで、地元への工事に隣接する町内等、そこらへの影響、このことを心配されている声、特に下町付近のところからいろいろと意見を聞いているんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

例えばトンネル、今1本掘られています。また次にもう一本掘られますよね。それに

対する騒音だとか、また粉塵、また高架のところのコンクリートの打設工事、あの辺りについて、非常に迷惑という言葉はちょっとどうかなと思うんですが、一定辛抱はしているけれども、これが1年間先送りされるということによって、受忍の限界に来ているという、そういう声も聞くんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 工期の1年間延期というのが、今おっしゃられたような例えばトンネル工事が丸々1年間延びるというイメージではなくて、全体の工事の終わりが1年間先送りされてしまったというふうにご理解いただきたいと思います。

ですからトンネル工事なんかは、今、着工している分につきましても、それは一日でも早く終わるということになりますので、いわゆる供用開始までには当然完了はするんですけども、当初どおりの予定工期で進めていきたいというふうに、それはネクスコのほうも考えておられるということですので、住民さんのご心配も、確かに音の問題、振動の問題等々ございます。そういったことも含めて、工事のほうは安全に、そして一日も早く終わるように、我々のほうもネクスコのほうにお願いしているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに1年延びるということで、だらだらと工事が延びるということではないということは理解はしておりますけれども、ただ、先ほど申しましたように、近接住民の方の思いとすれば、今でも結構いろんなことを辛抱している部分がさらに延びるということに対する懸念、その辺りが出ているということを言いたかったわけで、そこらは十分に地元にも当然説明はされているとは思いますが、やはり地元の協力なくして工事の完成はないというふうに思いますので、そこらの説明をまず丁寧にさせていただきたい。また、理解を得ていただきたいということを申し上げたい。その思いで質問したということなんです。

ついでには、固有名詞を出すことがどうかとは思いますが、以前の業者、村本建設が今、大成建設に変わっているんですかね。前の業者の方は、きちっと業者の担当の方が丁寧に地元の螢ヶ丘、あの辺りはきちっと回って説明されていた。ところが、業者が変わった後、ガードマンにチラシを配らせているだけやということで、その辺りの不満も一定聞いておりますし、やはりそこは気持ちの問題やと思うんですよ。その辺りも住民の方がある程度納得できるように、きちっとした説明、そこらはしておいていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） ちょっと委員がおっしゃられていた細かい内容までは把握できていなくて申し訳なかったんですけども、ネクスコのほうとしましても、1年遅延することによって周辺住民の方々への今現在のご不満とかご心配とかいうことも踏まえまして、例えば郷之口であったりとか禅定寺であったりとか、そういった地域の組織を通じてその辺りはまた説明をしていただくことになろうかと思えますし、個々のそういった住民様への対応につきましても、我々のほうからネクスコのほうに再度お願いをし、しっかり対応いただけるようにしていきたいと思えます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） その辺りについて、十分によろしくお願いをしたいと申し上げます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の末山及びくつわ池自然公園における指定管理者選定について説明を求めます。廣島産業観光課課長補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） それでは、末山及びくつわ池自然公園における指定管理者選定についてご説明申し上げます。

12月13日の総務建設常任委員会でご報告いたしました末山及びくつわ池自然公園における指定管理者候補団体については、追加資料といたしまして、12月20日に評価調書集計表を配付させていただき、指定管理者候補団体の採点結果をお示ししましたが、本資料では評価内容等についてご説明させていただきます。

では、お手元の資料をご覧ください。

表左上から順に、選考基準、審査項目、評価事項、配点及び評価ポイントと応募者の配点概要を示したものです。

表左列の選考基準①から⑤のうち、②安定した管理能力、③「公園の基本的な運営方針」に沿った効果的な達成方策、④経費の縮減効果及び収益の増加、⑤森林所有者等の就労等についての採点は、表中央列のとおり、上から順に30点、30点、20点、20点の合計100点満点となり、評価事項ごとに表中央列のとおり配点しております。採点につきましては、表下の米印に記載しておりますが、選定委員会委員5名の平均点が80%以上は◎、60から80%未満は○、40から60%未満は△、40%未満は

×として記載しております。各社の具体的な採点は企業イメージにつながるため、公表しておりません。このため、○、△と記号で記載しております。

評価のポイントといたしまして、選考基準の②安定した管理能力では、安全管理に配慮した人員配置、物的能力など4つの審査項目に分け、9つの評価事項をおのおの採点し、評価しております。

選考基準の③「公園の基本的な運営方針」に沿った効果的な達成方策では、公園の自然を活かした取組、観光拠点として集客力を強化する公園整備等など4つの審査項目に分け、9つの評価事項をおのおの採点し、評価しております。

選考基準④経費の縮減効果及び収益の増加では、有効性、収益性のある実現可能な取組の提案数を応募者ごとに比較しております。提案数が最も多い応募者の評価点15点となり、最も優れている応募者には5点を加点しております。

選考基準の⑤森林所有者等の就労等では、森林所有者等の就労及び所得増進に資する取組、公園エリアの指定管理区域以外の森林部分で行う事業等について、おのおの有効性、収益性のある実現可能な取組の提案数を応募者ごとに比較しております。提案数が最も多い応募者の評価点は5点となり、最も優れている応募者に5点を加点しております。

表右列に候補者、次点、A社、B社、の評価項目ごとに記号で表示しておりますが、指定管理者候補者の◎の数が最も多いことから、指定管理者候補者に決定いたしました。

また、指定管理候補者の評価点数が他の応募者と大きく開いた要因といたしましては、他社と比較し、極めて積極的に事業費を投入することにより、充実した維持管理、多くの人員配置による管理運営体制、集客強化につながる多種多彩な事業展開と施設の再整備等の提案によるものです。

なお、候補者以外の各社につきましても、課題はあるものの、指定管理が行え得る提案であったことは申し添えておきます。

説明は以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 以前、説明ありましたように、委員会で資料がということで、今回提出していただいたわけですが、前回も話に出ていたんですが、非常にほか3者、ティーシーエイ、青少年野外活動総合センター、ゲインネットワークサポート、こういったところに比べて、評価点が倍近い90.4ということで決められたということなんですが、

特に今回こうして内容を見させていただきますと、前にいただいた中で審査基準の中では、選考基準のところの項目、こういったことだけが明示されていたんですが、その中で森林所有者等の就労・所得増進への取組という項目が⑤にあるわけですが、ほとんど◎、それ以外はあるんですが、そこだけ△になっているわけです。ほかは×と。

△ということは、40から60ぐらいということなんですけれども、一番例えれば所有者の理解とか何とかいう面からいうたら、この辺りが非常に私はウエートがイメージとして高いんじゃないかと思うんですけれども、今回こうやって見たら、ほかの項目が高いんで選ばれたと言えればそうなんですけれども、何かあまりにも点数の幅ということを見ますと、ここありきで審査されたのかな。プロポーザルの内容そのものが非常にずば抜けて優れていたという具合に理解してええのか、あるいはここありきで選定されたんかというような、言葉は悪いですけれども、何かそういう思いもちょっとあるんですが、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） ここありきだということはあり得ませんので、先ほど廣島のほうから説明したところでございますけれども、候補者については、他社と比べて極めて積極的に事業費を投入すると。この「極めて積極的」という、ちょっと具体的に言いますけれども、約3倍程度の事業費を投入するということで、しかも再整備費ということで、投資的経費も実際に計上していると。よい指定管理というのは当然、人と金がついてくるものでございます。この人と金ということに着目すれば、当然それだけの事業費を入れればよりよいものができるということで、充実した維持管理や多くの人員配置による管理運営、集客強化につながる多種多彩な取組、「多種」、「多彩」という形で評価項目になってくると。

さらには、今のところの再整備ということになっていきますので、突出しているということであるというふうにご理解いただけたらと思います。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） その辺りは一応、公平公正に審査されて評価されたという具合に思うんです。ただ、私が名前で実際のこの業者の内容というのがどういう具合にプレゼンされたんかちょっと分からないんですが、素人考えでいいますと、例えば③の公園の基本的な運営方針ということの公園の自然を活かした町民相互等の交流・文化活動の活性化の取組という項目なんかに対しては、候補者は◎、次点が○、○、それから最後△ということですね。

あとの3者を見ますと、公益財団法人青少年野外活動総合センターというのが業者として入っているわけですね。これ名前だけで判断するとよくないと思うんですけども、特にこういうような名前だけから見ますと、特に公園の自然活動を活かした文化活動の活性化とか何とかというのが、もうこういうところやったら専門じゃないんかというようなイメージがあったんですけども、この評価点が低くなっているというのはどういったことなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 業務経験上、今おっしゃられた業者さんとしては、経験があるということかと思えます。業務経験というのは、企業としての経験と個人としての経験があるということかと思っています。いずれにしても、指定管理の評価については、その経験も含めて充実した提案がされているか否かによって判断されるということになるかと思えます。

この候補者につきましては、おもてなしやアウトドア施設に相当程度精通した人を管理運営責任者に配置するという、管理運営提案内容についても安全管理、それから緊急時、災害時、異常気象時、休業計画、クレーム等に対してそれぞれマニュアルを策定し、定期的に行っていくとか、訓練を行ってまたそれを見直すなど、安全かつ充実した内容で記載されておりました。これは取りも直さず指定管理者の候補者のところはそれらの方、相当程度に実績のある方が直接これを監修して、しっかりした目を見て、またそれが責任者として配置されるということで、やはり自信を持ってしっかりした提案がなされていたと。ほかより優れていたということでございます。

決して先ほども言ったように、ほかが駄目だとかそういうことじゃなくて、これも最後はお金になるんかもしれませんが、突出したよい提案であったということでございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 須河車体さんはすぐ目の前の会社でもあるんですけども、こういった経験がないような前回お話もありましたので、特に安全とか運営については今後やっぱり十二分にちょっと見守っていただきたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方はございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 前回、12月13日の委員会で出してもらった資料が不十分ということで、今回かなり詳しい資料を出していただきました。

それでこれを見れば、先ほども星野政策監が言われていましたように、多種多彩で突

出した内容で須河車体がよかったということなんですけれども、そこは非常によく分かりますし、また、須河車体自体がもう宇治田原町に本社を置かれて30年、この間、地域への貢献、これについても非常にいろんな形でやってこられていることも私も聞いておりますし、また知っております。そんな中で地域への思い、これも非常に高かったという話、前回出されておりましたが、そういう意味では当然、須河車体さんが指定管理を受けられるということについては全く異存はありません。ただ、何点か町のほうの考え方の辺りでちょっと確認をしたいことがありますので、確認をさせてもらいたと思います。

まず、前回の資料でいいますと、12月の下旬に指定候補者との同意書を締結するというスケジュール案を示されておりましたけれども、これももう既に同意書なるものはもう締結をされているんですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） まだ同意書のほうは最終確認を行っている最中でして、締結には至っておりません。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） まだそしたら同意書は締結をされていないということなんですけれども、次に、今年の1月14日付の京都新聞に、12月の議会のやり取りを受けて、そのことについて記事が出ております。

おそらく町のほうにも取材はあったのかなと思いますけれども、書かれたんは記者が書いておられるんで、それはそれでいいんですけれども、ただ、これを見れば、須河車体を候補に選んだという微妙な書きぶりなんですね。1月14日の段階ではまだ委員会継続中やったんで、ここらの取材に対してもう少し、配慮をした取材を受けるといいう方もおかしいかもしれませんが、これ見ればもう既に決まって、ほんであとの手続は議会での議決を云々ということになっておりますし、また、須河車体さんのコメントまで載っているんですよ、これ。この辺はどうなんだろうかね。もう少し取材を受けるとして配慮してもらってもよかったのかなと思われるんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） そのことにつきましては、大変申し訳なく思っております。お詫びします。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 谷口委員がおっしゃったように継続中であったということで、廣島のほうが取材というよりも、内容的なことで変わりはないのかという程度だったので、特にこういうふうに書いてくれということでのコメントは一切なかったんですが、ただ、谷口委員がおっしゃられるように、まだ継続した中であれば、こういった記事として出されることに対する町の配慮を今後は考えていかなければならないということで、反省していきたいということで、今後、気をつけていきたいというふうを考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） これに限らず、新聞記事によって町と地元がハレーションを起こす、また、ハレーションを起こしたことはありますんで、今後ここらについては十分に注意をしていただきたいということは申し上げておきます。

次に、今回の指定管理3.2ヘクタールの施設のある部分、これについては有償で、まず郷之口生産森林組合さんと町が契約をして、3.2ヘクタールについて指定管理で須河車体さんをお願いをします。くつわ池の公園の面積は27ヘクタール、残りの約24ヘクタール、この扱いは今回はどうなるのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 残りの24ヘクタールにつきましては、町有の施設がない公園利用者の予定もない森林部分を指定管理施設として町から指定管理者へ運営管理を委託することはできないことから、面積は先ほど申されました3万2,314平米が指定管理の面積ということで、ご理解いただきますようによろしくお願ひします。

○委員長（藤本英樹） 今のは残りの24ヘクタールはどうされるんですかという質問なんで、それに対して答弁されていないと思うんですけれども。廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 公園エリアの指定管理区域外の森林部分においては、事業を実施する場合は町に協議後、土地所有者である郷之口生産森林組合と土地使用契約を含め、合意を得て行うこととなりますので、今後、町と協議の後に地元と指定管理候補者のほうでご協議されることになろうかと思ひます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、そしたら郷之口生産森林組合と町が使用貸借契約、すなわち無償で借りているくつわ池の公園の面積は幾らですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 27万平米でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、27ヘクタールを町は借りている。今度は指定管理には24ヘクタール外して、3ヘクタールだけ指定管理に回すということで、では今まで借りていた24ヘクタールは一体何やったんですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） もともとは無償でお借りしていただきましたので、27ヘクタール全てお借りしておりましたが、今度は24ヘクタールについては指定管理区域でございませぬので、契約のほうはしないこととなります。今までは27ヘクタール、公園エリアとしてはお借りはしておりましたが、地元のほうでも管理面積としては先ほど申し上げました3万2,000平米程度の管理業務を行っていただいておりますので、それを令和4年度以降も継続していきたいというふうにご考慮しております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そしたらくつわ池の公園、町のほうが設置条例ありますよね、くつわ池の公園の。あそこには面積は入っていなかったと思うんですけども、今現在、町が管理をしているくつわ池の公園の面積は27ヘクタールじゃないんですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 公園エリアとして無償契約を結んでおるのは27ヘクタールですが、先ほど申しましたように、管理しているのは3万3,000平方メートル、約3ヘクタールでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） さっきの答弁だと、ただやから27ヘクタール借りた。今回は施設のある3.2ヘクタールは有償で借りて、指定管理に出すということなんですけれども。そしたら次に、今から5年前、平成29年3月に宇治田原町末山及びくつわ池自然公園整備方針を町のほうで策定されていますね。今回の指定管理の募集要項には一切その整備方針に触れられていないんですけども、この整備方針と今後のくつわ池の町としての管理、それについてはどのように考えておられるんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今回は民間企業を指定管理にするということで、民間の持つノウハウを活用して、行政にはない新たな発想で公園を効率的・効果的に運営してもらおうということで、利用者ニーズに即した快適で魅力あるものとして集客を増加しよ

うとするものでございます。したがって、この辺りも自由な発想をしていただくために、整備方針にとらわれず自由な提案を求めたところでございます。

あくまでも整備方針につきましては、整備の方向性であり、個々個別の施設整備を規定するものではございません。ただ、結果としてですけれども、候補者の提案は整備方針に6つの基本方針があるわけなんですけれども、これと十分整合した内容になっていたということでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） この整備方針、これは当然27ヘクタールが対象なんでしょうね。そこはどうなんですか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 整備方針としては、当然くつわ池公園全体エリアについて立てたものでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ということは、5年前に数百万かけてこの整備方針なるものをつくっているんですね、町のほうは。ところが、今回は自由な発想でやってもらうために、あえてそのことについては触れていない。そしたら、5年前につくった計画自体が全く無駄ということに、言葉を変えれば言えるような気がするんですよ。

確かにこの整備方針を見ても、もうひとつよう分かって分かん計画です。がしかし、大きなこの整備方針があって、今回方向が変わったからもうこれは棚上げなんやと。そんなところ変わるようなことでええんかどうか、まず。やはりこの整備方針に基づいて、新たに指定管理してもらおうというふうに持っていくべきだと思うんですよ。

ところが、今の答弁では、くしくもこの整備方針にはぼのつとった形で須河車体さんが提案してこられたということなんで、それは結果としてはよかったんかもしれませんが、やはりそこら辺で今回の発注の仕方、先ほど申しましたように27ヘクタールと3ヘクタールの関係、そこらも含めて、またこの整備方針との関係も含めて、何かもうひとつきちっと整理がされていないような気がするんです。その辺はどうなんですか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 整備方針は平成29年でございます。民間委託の方向性を話し合い出したのは令和2年でございます。整備方針というのは、あくまでも町が主体となってやっていくという方針でございます。民間委託というのは、当然それとは全くとは言いませぬけれども、基本的に違った、先ほども言うたように、自由な発想で利

用者ニーズに即したものにしてもらおうという意図があると思います。

時系列的に言うと、整備方針があつて民間委託の方向性があつて、どうしてもそこで不整合が生じるということはあるかと思いますが。ただ、それはやはり町の財政とかそういうこともございますし、もちろん今回の場合は民間委託の方向性ということで、地元生産森林組合の高齢化に基づいて、なかなかしにくいという現状も踏まえてやってきたこととございますので、やはり整備方針にとらわれずに、実際自由な発想でやっていただくということが本来の民間指定管理の目的でございますので、そちらはそれで重要視させていただいたということかなというふうに考えておるところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 自由な発想で、それは大事なことやと思うんですよ。ただ、しかしやはり町としての大枠、整備方針、その中での自由な発想やということがなければ、何してもうても結構ですと、お好きにやってくださいということではないのかなというふうに思うんですけども。

ついでには先ほど27ヘクタールのお話をしておりましたけれども、やはり27のうちの24ヘクタール、これについては土地の所有者である郷之口生産森林組合さんと今回受ける予定の須河車体さんとがそれなりに話をしてもらって、一定いい方向の形の整備をしていただくと、これについては全然問題ないと思うんですが、がしかし、そこでしたら全く町が知らん、お好きにどうぞということにはやはりならへんと思うんですよ。

だからそこらの担保をきちっと町としての責務、その担保のところを取るためにも、私はやはり27ヘクタールは宇治田原町の自然公園やと、くつわ池の自然公園やと。がしかし、3ヘクタールは施設があるから、そこは有償でお借りします。残りの24ヘクタールについては、どういう形がええんかちょっとそこは分かりませんが、一定町としての考え方、今後その大枠の中で進めていってもらうための担保というんか、契りというんですか、そこら辺についてはきちっと押さえておくべきだと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） まさしくおっしゃられるとおり、何やってもうてもええということにはございません。基本的に今現在でも生産森林組合が公園内で何かしようとされるときには、必ず町のほうとの協議が入ります。それは保安林ということもございますので、何でもできるということにはなりません。

今回、27ヘクタール全体、今現在、無償借地しているところについて、今後も本来は継続して無償でお借りできたということでしたが、やはり指定管理を民間に委託するという事も踏まえまして、施設のある3ヘクタールについて有償で我々が借地をし、指定管理者にいわゆる使ってもらおうという形になり、残り24ヘクタールにつきましても、そこを町のほうが管理という考えではなく、あくまでも権原が生産森林組合にございますので、その中で実際実施いただくもし事業とか内容があれば、町のほうと必ず協議をいただいて実施をするということですので、我々のほうとしましても、生産森林組合それから今後の指定管理者と一緒に考えていくという方向は変わりませんので、その辺りはこれからも生産森林組合と協議をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほど理事のほうから、何をしてもうてもええということではないということの答弁だったんですけども、それは当然やと思うんです。ほんで、その基の大枠の示している方針が、このくつわ池の整備方針だと思うんです。

だからその大枠の中で、一定土地の所有者とまた今度受けられる方が話をされて、それでもって郷之口生産森林組合さんが潤う、はたまた指定管理を受けられる業者がそれなりに潤っていく、そのことが大事なことやと思ひますんで、やはりそこで一定町のほうの発言力というんか、そこら、それだけはやはりきちっと担保してもらわないと、極めて24ヘクタールは宙に浮いたような形になっているように思われるんで、そこらの整理をまだ3月の議案を出されるときまで若干の時間はあると思ひますんで、もうちょっとその辺はきちっと整理をしてもらいたいというふうに思ひますんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） これまでも地元生産森林組合のほうともかなり詰めてまいりました。また3月には議会のほうにご提案させていただいて、指定管理者のほうの選定の中で決議をいただきたいというふうに考えております。

いわゆる疑問点とか、これから町ではなく民間企業のほうで任せていくということでの不安とかいうことがこれから払拭できるように、地元のほうとも協議しながらまた説明させてもらいたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の令和3年度第4四半期の事業執行状況並びに所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手をお願いいたします。谷口委員。

○委員（谷口 整） 以前から私ちょっと気になっている部分があるんですけども、南北線と国道307号の交差点、ここについては一昨年、役場がここに移転したときに、国道307号のほうの交差点改良はすぐにやっていただいたんですけども、あそこに信号もつけてほしいという、当時交差点改良と併せて信号もつけてほしいということ意見を言わせてもらっているんですが、最近あそこ昼間の時間帯の車の少ないときは、まだ南北線から右折して出る場合はちょっと待てば出られますが、夕方等の通行量の多い時間帯に右折で出ようと思ったらなかなか出られへんです。あの場所については信号が必要だと思うんですけども、その後、信号設置に向けての協議等、どのようになっているかお聞きをしたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 信号設置は公安委員会の所管になりますので、この間、信号設置について公安委員会と協議、調整を進めておるところでございます。

今はやっぱり来年度に町役場までの宇治田原山手線が開通しますんで、そうしますと劇的に交通量が増えるということと、今現状では、今、南北線と307号の交差点付近に3カ所の信号機があるということで、すごく混んでいると。中に押しボタン信号もありますので、これが不定期にあるということもあって、連動も非常にしにくい状態でございますので、ここが朝夕と非常に混んでいるということから、ここの開通に合わせて信号を設置するという方向で、現在調整を進めているところでございます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） これで、ただいま出席の所管に係る事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 事務局、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、日程第5、その他についてを終了いたします。

本日は、令和3年度第4四半期の執行状況報告並びに所管事項の報告を受けたところです。本年度も第4四半期に入り、残すところ2カ月余りとなりました。事業の執行に当たっては、年度内完了に向けて最善の努力を強く求めておきます。

なお、閉会中の委員会は本日の委員会が本年度最終としておりますが、3月議会に向けて開催の必要性が生じれば調整をいたしますので、委員各位また町当局におかれましても、対応をよろしくお願いいたします。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午前11時57分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 藤 本 英 樹